

## 送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について (結果公表)

出入国在留管理庁  
令和6年9月27日

令和5年8月4日の齋藤健前法務大臣による臨時記者会見において、退去強制令書の発付を受けた子ども(未成年者)のうち、入管法等改正法(令和5年6月16日法律第56号)の施行日である令和6年6月10日までに我が国で出生して小学校、中学校又は高等学校で教育を受けた方を対象とし、同法による改正前に迅速な送還ができなかったことを考慮し、今回に限り、家族一体として在留特別許可をして在留資格を与える方向で検討する方針(以下「本方針」といいます。)が示されました。ただし、親に看過し難い消極事情(注1)がある場合には、本方針の対象とはなりません。

令和4年12月末時点で、在留資格のない送還忌避者4,233人のうち本邦で出生した子どもは201人であるところ、本方針を踏まえた在留特別許可の状況等は、以下のとおりです。

(注1)「看過し難い消極事情」とは、具体的には、①不法入国・不法上陸、②偽造在留カード行使や偽装結婚等の出入国在留管理行政の根幹に関わる違反、③薬物使用や売春等の反社会性の高い違反、④懲役1年超の実刑、⑤複数回の前科を有していることをいいます。

### 1 本方針を踏まえた在留特別許可の状況等

前記201人の子どものうち、在留特別許可された者は171人(111世帯(注2))、在留特別許可されなかった者は21人(19世帯)であり、自らの意思で帰国した者は9人(8世帯)です。

在留特別許可されなかった主な理由(注3)は、①就学年齢に達していない(注4)こと(11人)及び②親に看過し難い消極事情があり、他に適切な監護者等がいるとは認められないこと(10人)にあります。

(注2)「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいい、例えば、子どもが児童養護施設等に入所している場合は子ども一人で1世帯となります。

(注3)在留特別許可の許否判断については、本方針を踏まえた判断を含め、法令にのっとり、個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案して判断されるものであり、特定の事情のみによって許否判断がされるものではありません。

(注4)「就学年齢に達していない」とは、小学校等の学年が始まる令和6年4月1日までに満6歳に達していないことをいいます。

## 2 在留特別許可された者の状況等

- (1) 在留特別許可された者の世帯（111世帯）のうち、世帯の全員が在留資格を有することとなった（注5）のは73世帯であり、世帯の一部が在留資格を有することとならなかったのは38世帯です。

前記38世帯のうち、父母（注6）のいずれかを除いて在留資格を有する（注7）こととなったのは25世帯（在留特別許可されなかった父母は25人）、父母のいずれもが在留資格を有することとならなかったのは13世帯（在留特別許可されなかった父母は19人）です（注8）。

世帯の一部が在留資格を有することとならなかった主な理由は、世帯に看過し難い消極事情を有している者がいたことにあります。

（注5）世帯に日本人がいる場合は、当該日本人は、「在留資格を有する」者に含まれるものとして計上しています。

（注6）世帯に義理の父母がいる場合は、「父母」に含まれるものとして計上しています。

（注7）世帯に正規在留者である父母がいる場合は、当該正規在留者は、「在留資格を有する」者に含まれるものとして計上しています。

（注8）父母のいずれもが在留資格を有することとならない場合でも、他に適切な監護者等がいたり、自活の目処が立っているときは、子どものみ在留特別許可されることがあります。

- (2) 在留特別許可された者（171人）に付与された在留資格の内訳は、「留学」が138人、「特定活動」（注9）が22人、「定住者」が9人、「家族滞在」が2人です。

在留特別許可された者（171人）の世帯（111世帯）のうち、前記171人の親族で在留特別許可された者は147人（親が108人、兄弟姉妹（注10）が39人）であり、親（108人）に付与された在留資格の内訳は、「特定活動」（注11）が105人、「定住者」が1人、「日本人の配偶者等」が1人、「家族滞在」が1人であり、兄弟姉妹（39人）に付与された在留資格の内訳は、「留学」が27人、「特定活動」（注9）が10人、「定住者」が2人です。

（注9）子どもに付与される「特定活動」の活動内容は、親（監護者等を含む。）と同居し、当該親の扶養を受ける者が行う日常的な活動です。

（注10）在留特別許可された171人の者に含まれる兄弟姉妹を除く。以下同じ。

（注11）親に付与される「特定活動」の活動内容は、「留学」又は「特定活動」の在留資格を付与された子どもを監護等する者が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受け取る活動（風俗営業等を除く。）です。

### 3 その他

- (1) 令和5年1月1日以降、入管法等改正法が令和6年6月10日に施行されるまでの間に退去強制事由に該当することが確定した本邦出生の子どものうち、在留特別許可された者は41人（29世帯）、在留特別許可されなかった者は19人（16世帯）であり、自らの意思で帰国した者は2人（2世帯）です。

在留特別許可されなかった主な理由は、①就学年齢に達していないこと（15人）及び②親に看過し難い消極事情があり、他に適切な監護者等がいるとは認められないこと（4人）にあります。

- (2) 前記29世帯のうち、世帯の全員が在留資格を有することとなったのは20世帯であり、世帯の一部が在留資格を有することとならなかったのは9世帯です。

前記9世帯のうち、父母のいずれかを除いて在留資格を有することとなったのは5世帯（在留特別許可されなかった父母は5人）、父母のいずれもが在留資格を有することとならなかったのは4世帯（在留特別許可されなかった父母は5人）です。

- (3) 在留特別許可された者（41人）に付与された在留資格の内訳は、「留学」が17人、「定住者」が14人、「特定活動」が7人、「家族滞在」が2人、「日本人の配偶者等」が1人です。

在留特別許可された者（41人）の世帯（29世帯）のうち、前記41人の親族で在留特別許可された者は36人（親が29人、兄弟姉妹が7人）であり、親（29人）に付与された在留資格の内訳は、「特定活動」が20人、「定住者」が4人、「日本人の配偶者等」が3人、「永住者の配偶者等」が1人、「家族滞在」が1人であり、兄弟姉妹（7人）に付与された在留資格の内訳は、「留学」が5人、「特別活動」が1人、「家族滞在」が1人です。